

介護保険福祉用具購入費の支給について

衛生管理面などで福祉用具貸与になじまない、排泄や入浴等に使われる福祉用具を購入したときに、購入費の一部が介護保険より支給されます。

- ・那珂川市の被保険者の方。
 - ・要介護(要支援)認定をもっている方。
 - ・指定の福祉用具販売事業所において販売される特定福祉用具で、那珂川市が日常生活の自立を助けるために必要と認めるものに限ります。
 - ・本人が在宅で生活している方。(入院・入所・外泊は不可)
- ※入院(入所)中だが退院(退所)予定が近く、在宅生活に向けての福祉用具購入が必要な方は、入院(入所)中に申請が可能です。但し、償還払いでの申請となります。

◆ 給付対象となる特定福祉用具の種類

品目	機能または構造
1 腰掛便座	<p>★次のいずれかに該当する場合に限る。 ※設置費用は保険給付対象外</p> <p>①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)</p> <p>②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>④便座・バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能であるもの。)</p>
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p>※専用パッド、洗浄液 等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用 シーツ等の関連製品は除く。</p>
3 入浴補助用具	<p>★入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①入浴椅子 (高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る)</p> <p>②浴槽用手すり (浴槽縁を挟み込んで固定できるもの)</p> <p>③浴槽内いす (浴槽内に置いて利用できるもの)</p> <p>④入浴台 (浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの)</p> <p>⑤浴室内すのこ (浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの)</p> <p>⑥浴槽内すのこ (浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの)</p> <p>⑦入浴用介助ベルト (居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの)</p>
4 簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水の為に工事を伴わないもの(硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる)。</p>
5 移動用リフトのつり具	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。</p>
6 排泄予測支援機器	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。</p> <p>※専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。</p> <p>☆購入時、要介護者の膀胱機能を確認する必要があるため、医学的な所見がわかる書類の添付が必要です。 (介護認定審査における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、または個別に取得した医師の診断書 等)</p>
7 スロープ ☆貸与との選択制	<p>主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。</p> <p>※便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のは除く。</p>
8 歩行器 ☆貸与との選択制	<p>脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器。</p> <p>※車輪・キャスターが付いている歩行車は除く</p>
9 歩行補助つえ ☆貸与との選択制	<p>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る</p>

☆スロープ、歩行器、歩行補助つえはR6.4.1改正により追加され、貸与との選択制になります。

貸与又は販売のいずれかを選択できることを利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明し、選択に当たり必要な情報を提供 すること。また、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

◆ 保険給付

要介護・要支援状態区分にかかわらず、支給限度基準額は10万円です。利用期間は4月から翌年3月の1年間で、毎年更新となります。

※購入費用(消費税を含み10万円まで)の9割、8割又は7割が支給されます。

$$\text{福祉用具購入金額} = \text{負担割合額(自己負担1割額～3割額)} + \text{残額(介護保険支給額)}$$

※自己負担の割合は負担割合証をご確認ください。

◆ 支給申請種類

支給申請は2通りの方法があります。

1 償還払い

… 利用者が購入費用をいったん全額事業者に支払い、後に市から介護保険支給額の払い戻しを受けます。

※入院中、入所中の方は償還払いの申請で、退院、退所を確認後に保険給付となります。

※要支援・要介護認定の新規申請中・区分申請中に申請する方は償還払いで、認定結果が下りてから保険給付となります。認定結果が非該当となった場合は、支給されません。

2 受領委任払い

… 利用者は自己負担割合額(1割額～3割額)を業者に支払い、残りの介護保険支給額については本市が直接委任を受けた業者に支払います。

◆ 申請の流れ

① 相談

担当のケアマネジャー又は那珂川市の第1又は第2地域包括支援センターに相談してください。

② 事前申請

※受領委任払い・償還払いのいずれも、必ず購入前に申請をお願いします

書類の提出は販売事業者やケアマネジャーに依頼することができます。

③ 購入了承の連絡

那珂川市の介護保険担当にて事前申請書類確認後、購入了承をお知らせします。給付費の支払い方法によって、購入了承の連絡方法が異なります。

償還払い…販売業者に購入了承を連絡します。

受領委任払い…利用者宅に、給付券と販売事業者宛請求書を送付します。希望によっては、市が販売事業者等に預けます。

④ 福祉用具の購入

⑤ 完了報告

領収証原本を市に提出してください(受領委任払いの場合は、利用者が署名した給付券を添付)。

販売事業者・ケアマネジャーに依頼できます。

⑥ 購入完了後の書類を確認後、那珂川市から福祉用具購入費を支給します。支給には完了報告から概ね1カ月かかります。

◆ 事前申請に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	福祉用具購入申請チェックリスト (申請時提出用) + 申請書	①申請書は償還払い用か受領委任払い用のどちらかを提出してください。 ②償還払い方法の口座は原則被保険者本人の口座です。 ※例外的に家族の口座へ振り込み希望の場合はその理由とともに、委任状が必要。
2	見積書	①特定福祉用具の種目、商品名(品番等含む)、製造事業者名及び販売事業者名を記載してください。 ②10割費用額と本人負担額を記載してください。
3	パンフレット等	特定福祉用具の概要を記載した書面を添付してください。
4	居宅サービス計画 (1)～(3)表	介護保険の居宅サービスを利用している場合、当該福祉用具購入の位置付けがあるプランが必要です。 ※介護認定が要支援の方の場合は、介護予防サービス計画書を提出してください。 ※ケアマネジャーとの契約がない方は、介護保険担当へご相談ください。

◆ 完了報告に必要な書類

★ 償還払いの場合の提出書類

- ① 利用者が支払った費用10割額の領収証原本

★ 受領委任払いの場合の提出書類

- ① 利用者が署名した給付券
② 介護保険支給額の請求書(本市様式)
③ 利用者が支払った自己負担割合額の領収証原本

※写しをとった後、受付印を押してお返します。

◆ 福祉用具Q&A (介護報酬等に係るQ&Aより)

1. 同一種目の福祉用具購入について

Q 同一種目の福祉用具を再度購入できるか。

A 福祉用具購入費支給限度額管理期間(同年度内)においては、同一種目につき1回に限られる。ただし、同一種目でも破損した場合、介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別な事情がある場合であって、市町村が支給が必要と認めるときは福祉用具購入費は支給される。「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトストランドクラッチやスロープのような種目の特性等から複数個の利用が想定される場合も含む。

※本市では、破損した福祉用具の写真等を依頼する場合があります。

2. 指定を受けていない販売事業者からの福祉用具購入について

Q 利用者が指定を受けていない販売事業者で特定福祉用具を購入した場合であっても、保険者の判断で福祉用具購入費を支給することは可能か。

A 認められない。特定福祉用具販売は、福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられたものであり、その「サービスの質」が担保されない「購入」に対して福祉用具購入費を支給することはできない。

3. 腰掛便座の給付対象範囲について

Q 腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

A 家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。

※本市では、特別な機能のついた腰掛便座については、利用者の日常生活の自立を助けるために必要と判断したものに限り給付対象としており購入申請時に検討が必要となります。(例:ウォッシュレットつき腰掛便座は拭き取りが自分でできない方等が対象等)

4. 貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

Q 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

A ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見

・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し

・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い

・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担を抑えられること

・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること

・国が示している福祉用具の平均的な利用月数 ※固定用スロープ:13.2か月、歩行器:11.0か月、単点杖:14.6か月、多点杖:14.3か月

等が考えられる。